

武雄市障がい者計画（案）

平成30年 月

武雄市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	背景	1
2	策定の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	取組の期間	3
5	他計画との関連性	3

第2章 武雄市の現状

1	人口の推移	4
2	障がい者手帳所持者数の推移	4
3	相談の状況	6
4	障がい福祉サービスの状況	6
5	就労の状況	6

第3章 障がい者計画

1	計画の重点事項等	8
2	計画の基本理念・目標・体系	9
3	具体的な施策	
	基本目標 1	
I	相談支援体制の構築	11
II	障がい福祉サービス等の充実	12
III	障がい児支援の強化	13
IV	保健医療の充実	14
V	経済的自立の支援	15
	基本目標 2	
I	雇用の促進	16
II	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	17
	基本目標 3	
I	差別解消及び権利擁護の推進	19
II	災害及び防犯に対する支援	20
III	ユニバーサルデザインの推進	21

第4章 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）

1	計画の体系	23
2	計画の成果指標	
I	施設入所利用者の地域生活への移行	24
II	精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	24
III	地域生活支援拠点等の整備	25

IV 福祉施設から一般就労への移行	25
V 障がい児支援の提供体制の整備等	26
3 障害福祉サービス等における見込み量	
I 訪問系サービス	27
II 日中活動系サービス	28
III 居住系サービス	30
IV 相談支援	31
4 地域生活支援事業	
I 地域生活支援事業の実施に関する考え方	32
II 事業の見込み	32
5 障がい児支援のサービスの見込量	
I 障害児通所支援事業	36
II 障害児相談支援事業	37
第5章 計画の推進体制	38
資料編	39

第1章 計画策定にあたって

1 背景

(措置制度から支援費制度へ)

障がい者の取り巻く環境は、時代とともに変化をしています。障がい者に対する福祉サービスについては、平成15年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がいがサービスの対象になっていなかつたことなどから、これらの課題を解決するため、平成18年に、「障害者自立支援法」が施行されました。

(障害者権利条約の締結)

その後、国連の「障害者権利条約」の締結に至るにあたり、「障害者基本法」が改正（平成23年8月公布）され、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年6月公布。以下「障害者総合支援法」という。）」によって障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大されました。また、平成25年に「障害者差別解消法」の制定や、「障害者雇用促進法」が改正されるなど、障がい者施策の充実に向けた取組が進められ、平成26年に我が国は、「障害者権利条約」を締結したところです。

※障害者権利条約では、「障がい」は障がい者ではなく社会が作り出しているという考え方を「社会モデル」と呼び、内容に反映されています。

(障害者基本計画)

内閣府では「障害者政策委員会」が設置され、第4次障害者基本計画（平成30～34年度）の審議が平成29年度に行われています。このなかの基本理念については、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされています。

また、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の3つを設けた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開するように審議がなされているところです。

また、第4次計画は、「障害者権利条約」の理念等を反映しており、2020年東京オリンピック・パラリンピックを計画の推進の好機として組み入れて審議がなされているところです。

2 策定の目的

障がい者を取り巻く環境は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進へと向かっています。

この計画では、関係機関や市民がその共通認識を持つことや、それぞれの課題を解決していく仕組みづくりとして策定しています。また、武雄市地域福祉計画を念頭におき、既に策定している福祉関連の個別計画との整合性を図ります。

また、このたび、第4期障がい福祉計画の期間が終了すること、また、児童福祉法の改正に伴い「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「武雄市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

**計画の目的 ⇒ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現
障がい福祉サービス等の数値目標の設定**

3 計画の位置づけ

この計画は障害者基本法第11条第3項に規定されている「市町村障害者計画」として武雄市が策定する行政計画です。また、本計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体的に策定しています。

障がい者等の自立及び社会参加の支援等の、武雄市が講ずる施策の基本的な計画として位置付けています。

【障害者基本法の抜粋】

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※障害者総合支援法及び児童福祉法の抜粋は、資料に掲載しています。

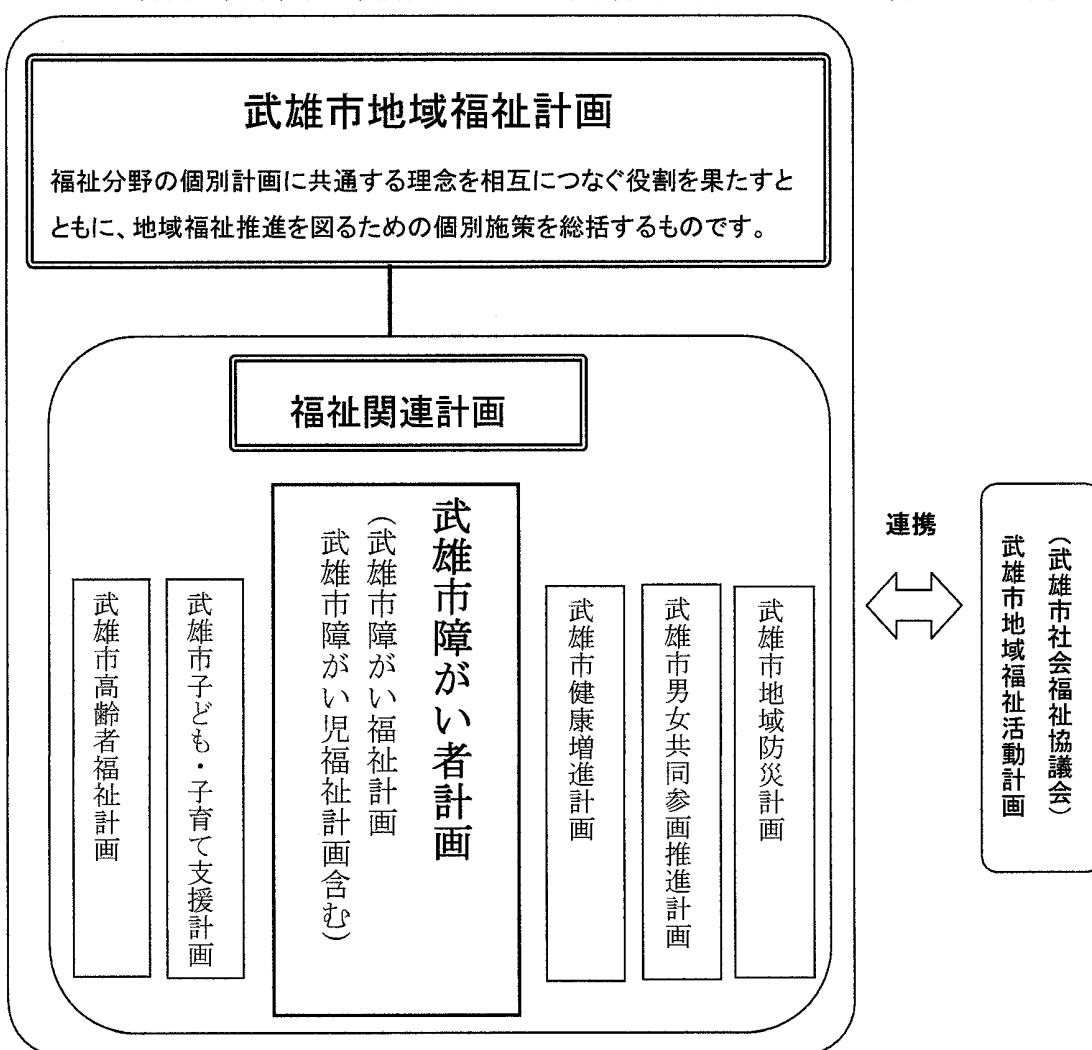
4 取組みの期間

障がい福祉の推進は、中長期的な視点から継続して取り組んでいく必要があります。このため、計画期間は平成30年度（2018年）から平成35年度（2023年）の6年間とします。第6期障がい福祉計画が始まる平成33年度の時点で、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため必要に応じ、本計画は見直すものとします。



5 他計画との関連性

この計画は、武雄市地域福祉計画を基に、各分野に関する計画と連携を図ります。



第2章 武雄市の現状

1 人口の推移

武雄市の人口は、昭和25年をピークに減少が続き、昭和50年代に一時的に増加するがその後また、減少しています。武雄市人口ビジョンでは、今後も人口は減少し、約30年後には4万人も割り込む見込みです。

一方、世帯数については、ゆるやかな増加傾向にあることから、一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加がうかがえます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	50,681	50,421	50,017	49,698	49,433
世帯数	17,465	17,615	17,667	17,756	17,940
1世帯あたり 人員数	2.90	2.86	2.83	2.80	2.76

※資料：住民基本台帳（毎年度末）

2 障がい者手帳所持者数の推移

本市における手帳所持者数は、平成29年3月31日現在3,645人で、増加傾向にあります。総人口49,433人に占める手帳所持者数の割合も7.4%と増加傾向にあります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳	2,653	2,685	2,631	2,683	2,799
療育手帳	522	524	551	568	551
精神保健福祉手帳	222	231	258	269	295
合計 A	3,397	3,440	3,440	3,520	3,645
総人口に占める割合(%)	6.7	6.8	6.9	7.1	7.4

※資料：市福祉課（毎年度末）

※複数の手帳を併せ持つ人がいるため、手帳所持者数の合計は障がいのある人の実数とはなりません。

I 身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、わずかに増加の傾向で推移しています。平成28年度末2,799人となっており、本市の総人口49,433人に対して5.7%を占めています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1・2級	1,123	1,126	1,045	959	980
その他等級	1,530	1,559	1,586	1,724	1,819
合計	2,653	2,685	2,631	2,683	2,799
総人口に占める割合(%)	5.2	5.3	5.3	5.4	5.7

II 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数はわずかに増加傾向にあり、平成28年度末は551人と、本市の総人口49,433人に対して1.1%を占めています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	187	188	192	199	201
B	335	336	359	369	350
合計	522	524	551	568	551
総人口に占める割合(%)	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1

III 精神保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、他の障がい者手帳所持者数と比べると顕著に増加しています。平成28年度末は、295人となり、本市の総人口49,433人に対して0.6%を占めています。

また、自立支援医療給付受給者数（精神通院）は大幅に増加しており、手帳は所持していないが精神疾患を事由に通院をしている人数の増加は顕著です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	14	12	16	20	24
2級	178	179	193	198	208
3級	30	40	49	51	63
合計	222	231	258	269	295
総人口に占める割合(%)	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6
(参考)					
自立支援医療給付受給者 (精神通院)受給者	545	551	585	559	645

3 相談の状況

障がい者の相談件数は、その年により増減はあるものの、相対的に増加傾向です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談支援利用者実人員	286	336	432	398	335
障がい者	214	268	371	349	300
障がい児	72	68	61	49	35
相談件数	6,575	6,575	6,231	7,093	6,894

※資料：市福祉課（毎年度末）

4 障がい福祉サービスの状況

障がい者の自立を支援する障がい福祉サービスの介護給付費等は年々増加しており、平成28年度末で10億7900万円となっており、平成24年度末と比較すると30%の伸び率となっています。

また、障がい児の療育訓練等に対する給付費も、平成28年度末で1億1600万円となっており、平成24年度と比較すると215%の伸び率となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護給付費等給付費 (千円)	831,108	898,785	963,545	1,014,882	1,079,265
上記支給決定者数(人)	416	448	474	498	516
障がい児通所支援給付費 (千円)	36,920	47,879	78,195	96,387	116,126
上記支給決定者数(人)	71	75	101	115	144

※資料：市福祉課（毎年度末）

5 就労の状況

I 障がい者の就労状況

(1) 就労状況

項目	人数	全体割合
一般就労	473	39%
福祉的就労	197	16%
施設入所等	86	7%
その他	447	38%
合計	1,203	100%

※対象者：平成29年12月21日現在 19歳～64歳の障がい者 ※市福祉課調査

(2) 就労希望

項目	人数	割合
希望している	142	42%
希望していない	169	49%
未回答	30	9%

※H27～29年 障がい者手帳所持者アンケート調査より

(3) どのような支援があると就労につながるか。

項目	回答数
ジョブコーチ支援	169
雇用する企業の開拓	142
作業訓練を行う場	61
求人情報を提供する場	53

※H27～29年 障がい手帳所持者アンケート調査より

II 雇用の状況

※アンケート調査 平成29年11月市内事業所に実施 回答233事業所

(1) 障がい者の雇用の状況について

アンケートに回答があった233事業所のうち、障がい者をすでに「雇用している」との回答が21%、「過去に雇用したことがある」が14%です。

項目	事業所数	割合
雇用したことがない	151	65%
雇用している	50	21%
過去に雇用していた	32	14%

(2) 今後の障がい者の雇用について

今後の展望では、「障がいに合った仕事内容や工夫等マッチングしている人がいれば雇用したい」が18%、「雇用していないが前向きに検討したい」が7%となっています。

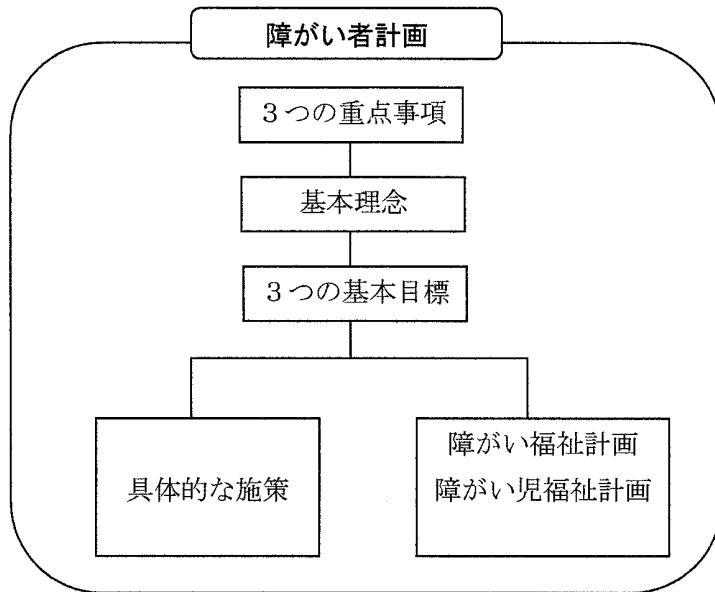
項目	事業所数	割合
雇用する予定がない	72	48%
わからない・未定	40	26%
マッチング等で雇用したい	27	18%
前向きに検討したい	11	7%

第3章 障がい者計画

1 計画の重点事項等

I 施策の体系

本計画は、第2章の現状を踏まえ、3つの重点事項と基本理念、そして3つの基本目標をもとに具体的な施策を展開していきます。



II 計画の重点事項

本計画の策定に当たっては、特に以下の項目に重点を置いて策定しました。

(1) 障がい者の視点での支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、各種制度・機関等を「つなぐ」ことで切れ目のない支援を行います。

(2) 地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず全ての人が平等に基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしく、生まれ育った住み慣れた地域で、地域社会の一員として生活できる社会の実現を目指します。

(3) 障がい者の安心な生活・権利の保障

災害時に障がい者の被害を最小限にするために、地域防災の充実に努めます。また、障がい者に対する差別の解消や虐待防止、合理的配慮の取り組みを実施します。

2 計画の基本理念・目標・体系

I 基本理念

本計画では、障がいに有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します。

また、武雄市地域福祉計画では、他の福祉計画や関係機関等、そして地域住民が「つながっていく」ことを基本理念としています。この「つなぐ」と「地域共生社会の実現」と合わせて、本計画の理念を次の通りとします。

人と地域がつながり誰もが共生できるまちづくり

II 基本目標

本計画は、第3章の1のⅡの「計画の重点事項」を踏まえ、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 一人ひとりに対応した多様なサービス提供の仕組みづくり

障がい者が快適に生活できるためには、いろいろな制度や関係機関の連携が必要です。それらを「つなげていく」ことを念頭に置き、その人にあったサービスの提供を行います。

基本目標2 就労と社会参加をつうじての生きがいづくり

障がい者の働く意欲の醸成を図り、一般就労や福祉的就労の機会を創出します。また、スポーツや文化活動などを通じて社会参加を促進して、障がい者の生きがいを実感できる環境を創出します。

基本目標3 誰もが安全で安心できるまちづくり

障がい者が安心して生活を送るためには、活動を制限している障壁の除去を進めていく必要があります。そのために、「施設等のバリアフリー」はもとより、「心のバリアフリー」も促進していきます。

また、災害時に障がい者を守るための取組を促進していきます。

III 計画の体系

基本目標	施策名	具体的な事業
<u>基本目標1</u> 一人ひとり に対応した 多様なサー ビス提供の 仕組みづく り	1 相談支援体制の構築	(1) 相談支援体制の充実 (2) 自立支援協議会との連携
	2 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) 自立支援医療の給付等 (3) 福祉用具の普及促進 (4) 計画相談支援事業所との連携 (5) 高齢の障がい者への支援
	3 障がい児支援の強化	(1) 早期発見・早期療育の充実 (2) 学校教育との連携
	4 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実 (2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援 (3) 難病患者への支援
	5 経済的自立の支援	(1) 年金・手当等の周知及び充実 (2) 経済的自立の支援の充実
<u>基本目標2</u> 就労と社会 参加をつう じての生き がいづくり	1 雇用の促進	(1) 制度の周知、理解促進 (2) 一般就労支援の充実 (3) 福祉的就労の充実 (4) 物品調達の促進
	2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	(1) スポーツ・レクリエーションの推進 (2) 文化活動の推進 (3) 障がい者団体への支援 (4) 全国障害者スポーツ大会に向けて
<u>基本目標3</u> 誰もが安全 で安心でき るまちづく り	1 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 差別の禁止及び合理的配慮の促進 (2) 虐待防止の体制強化 (3) 成年後見制度の活用 (4) 日常生活自立支援事業の活用 (5) 地域生活支援拠点の整備
	2 災害及び防犯に対する支援	(1) 災害等における安全確保 (2) 防犯対策の推進
	3 ユニバーサルデザインの推進	(1) 心のバリアフリーの促進 (2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進 (3) 情報アクセシビリティの向上

3 具体的な施策

基本目標1

一人ひとりに対応した多様なサービス提供の仕組みづくり

I 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がい者が地域で安心していきいきと暮らすためには、本人の求めるニーズを踏まえた支援を行いつつ、将来を見据えた生涯にわたる支援が求められています。また、障がい者の状況は様々であり、気軽に相談できる環境が必要です。障がい者団体やグループ等による自主的な取組に対する支援や連携が重要となっています。

【今後の施策の方向性】

(1) 相談支援体制の充実

障がい者が地域で安心して暮らすためには、不安や悩みなどを身近に気軽に相談できる体制が必要です。そのために多様な相談機関を設け、障がい者が気軽に相談できる環境を創出します。また、その相談機関との連携を図るとともに、相談に適切に対応できるように相談員のスキルアップの研修などを行います。

<具体的な施策>

①相談機関等との連携会議・研修の実施

※相談機関等・・・市相談支援センター、市身体障害者相談員、市知的障害者相談員、民生委員・児童委員、計画相談支援事業所など

②ホームページ・広報等を通じての情報アクセシビリティ※の向上

※アクセシビリティ・・・施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

(2) 自立支援協議会との連携

障がい者の支援には、様々な関係機関や近隣市町との連携が必要です。杵藤地区自立支援協議会において、サービスの対応等について定例会などを開催し協議しています。今後も、この協議会において杵藤地区管内の市町及び相談支援センター、サービス提供事業所、支援学校など関係機関が連携し、相談支援及びサービスのシステムづくりの充実を図ります。

<具体的な施策>

杵藤地区自立支援協議会・幹事会・部会等の開催

II 障がい福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障がい者のおかれている状況は、複雑かつ多様となっています。また、介護をされている家族の負担も増加しています。本人の意向を基本に、様々な状況を勘案して支援をする必要があります。これには、障がい者へのサービス以外の制度や機関、例えば、医療保険や介護保険や学校教育、保育所などとの連携も重要となっています。

また、障がい者は治療のために医療機関にかかる必要がある人が多く、医療費や通院のための交通費等の負担が大きくなっています。

【今後の施策の方向性】

(1) 障がい福祉サービスの充実

居宅での食事介助や入浴補助などのサービスの充実を図ります。また、地域で安心して暮らし続けるために、グループホームなど居住の場を確保します。障がい者が生きがいをもって生活できるよう、日中の活動の場の創出を図ります。

<具体的な施策>

- ①居宅での生活を中心とした人へのサービスの充実
- ②安心して暮らせる住まいの確保
- ③日中活動の場の確保
- ④移動・外出の支援

※具体的な施策の内容は、第4章障がい福祉計画に掲載しています。

※福祉的就労関連については、基本目標2に掲載しています。

(2) 自立支援医療の給付等

障がい者の機能回復や医療費の負担の軽減を図るため、医療費の個人負担の一部に給付を行います。

<具体的な施策>

- ①更生医療の給付
- ②育成医療の給付
- ③精神通院医療の給付
- ④重度心身障害者医療費助成の実施

(3) 福祉用具の普及促進

福祉用具は、障がい者の日常生活や社会参加にとって必要不可欠なものであります。福祉用具の普及を促進し、適切な利用のための支援を行います。

<具体的な施策>

補装具の給付や日常生活用具の給付

(4) 計画相談支援事業所との連携

障がい福祉サービスの利用をするには、利用者の希望するサービスだけではなく生活状況など全般を考慮して、サービス等利用計画を作成する必要があります。そこで計画相談支援事業所と連携し、サービスの質の向上を図ります。

<具体的な施策>

計画相談支援事業所の連携会議・研修の開催

(5) 高齢の障がい者への支援

障がい福祉サービスの利用者の高齢化を考慮し、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行や、この両方のサービスの連携を図ります。

<具体的な施策>

介護保険担当との連携会議・研修の開催

III 障がい児支援の強化

【現状と課題】

近年、当市の児童数は減少傾向にありますが、発達の遅れや障がいにより何らかの支援を必要とする子どもの人数は増加傾向にあります。特に発達障害やその傾向のある子どもの人数の増加が顕著です。

障がい児の能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育が重要です。教育、医療、保健、各種相談窓口、関係機関等との連携を図りながら、発達障害をはじめ、障がい児の一人ひとりの実態把握に努め、地域での支援体制の取り組みを進めていくことが重要です。

障がい児のそれぞれのライフステージが切れ目なく支援する仕組みが必要とされています。

【今後の施策の方向性】

(1) 早期発見・早期療育の充実

子どもの発育・発達を確認するため乳幼児健診において、疾病や発達障害を早期発見し、療育訓練を実施します。

<具体的な施策>

①乳幼児健診の実施

(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診)

②療育訓練（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問などの実施

※第4章障がい児福祉計画に具体的な事業を掲載しています。

(2) 学校教育との連携

学校教育と福祉が連携し、障がい児と障がいのない児童が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な教育ニーズに対応できる学びの場を確保します。また、学校教育から社会にスムーズに移行できるよう、学校・行政・公共職業安定所・企業の連携を強化し、障がい児の状況に適した進路指導を行います。

<具体的な施策>

- ①関係機関とのネットワークの構築
- ②連携支援コーディネーターの配置
- ③学校・市福祉課・市相談支援センター等が連携した支援会議の実施

IV 保健・医療の充実

【現状と課題】

生活機能の低下を引き起こす要因として、脳血管疾患、虚血性心疾患等の生活習慣病が増加しています。その基礎疾患には高血圧、高脂血症、糖尿病等が多くみられます。これらの疾病による障がい者が増加しています。人口透析患者者も年々増加傾向にあります。

市で実施している特定健診結果の活用した保健指導などにより、生活の質を保ちながら日常生活を送ることができるような対策が必要です。

障がい者の加齢に伴い有病率や障がいの重度化の傾向がみられます。また、日 常的に医療的ケアを必要とする障がい者・障がい児が増加しています。これには、保健・医療・福祉の連携した支援体制が必要です。

【今後の施策の方向性】

(1) 保健・医療の充実

武雄市健康増進計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、乳幼児期から高齢期までの世代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

<具体的な施策>

特定健康診査の実施及び受診率の向上

(2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援

医療的ケアを要する障がい者・障がい児がそのライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療・保健・福祉等の連携を促進します。また、看護する家族の負担を軽減する取り組みを推進します。

<具体的な施策>

- ①関係機関等が連携した支援会議の実施
- ②レスパイト事業の実施

(3) 難病患者への支援

難病患者やその家族への負担軽減等を図るために、保健及び医療、福祉が連携した体制の充実に努めます。

＜具体的な施策＞

- ①関係機関等が連携した支援会議の実施
- ②障がい福祉サービス等の提供の促進

V 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が、生まれ育った地域で安心して生活を送るためには、経済的に自立する必要があります。

【今後の施策の方向性】

(1) 年金・手当等の周知及び充実

障がい者の自立した生活を図るために、年金や手当等の申請についての支援を行います。

＜具体的な施策＞

- ①障害者年金申請の支援
- ②各種手当の申請の支援及び支給
(特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)

(2) 経済的自立の充実

障がい者に対する税制上の優遇措置など各種制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。また、市社会福祉協議会や生活困窮者自立支援法に基づく自立支援センターとも連携しながら支援を行います。

＜具体的な施策＞

- ①税優遇措置の周知
- ②公共料金（JR・バス運賃・タクシー料金等）の割引等の周知
- ③生活福祉資金貸付及び福祉サービス利用援助事業の促進
- ④家計相談等の実施

基本目標2

就労と社会参加をつうじての生きがいづくり

I 雇用の促進

【現状と課題】

近年、障がい者の勤労意欲が高まっている中、より多くの障がい者の雇用を促進し、障がい者が地域において自立していきいきと暮らせる社会を目指すことが重要です。

障がい者の就労状況は、市のアンケート等によると就労の可能性のある人のうち79%（平成27年度末）が就労されており、まだ、あと約20%の人が就労をできていない状況です。

また、障がい者の雇用の促進を図るためには、民間企業等の雇用する側の障がい者への理解が不可欠であります。また、就労した後の定着に課題があるところです。

【今後の施策の方向性】

(1) 制度の周知、理解促進

民間企業等による障がい者雇用の拡大・定着に向け、民間企業等の意向等を把握し、障がい者の理解・啓発を実施します。

<具体的な施策>

- ①就労説明会（事業所向け）の開催
- ②就職面接会の実施
- ③理解・啓発講演会の開催

(2) 一般就労支援の充実

障がい者の障がいの特性及び民間企業等の意向などに配慮しながら、その両者を結び付ける取組を行います。また、就労後の定着に向けた支援を充実します。

<具体的な施策>

- ①障がい者と民間企業とのマッチングの実施
- ②関係機関等との就労支援会議の実施
- ③ジョブコーチの派遣

※関係機関等

就業・生活支援センター、ハローワーク、県就労支援室、市商工会議所、市商工会、市福祉課、相談支援センターなど

(3) 福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者の訓練の場として、福祉的就労の促進をします。また、福祉的就労から一般就労に移行された人に対して、その就労が定着する支援を行います。

＜具体的な施策＞

- ①就労移行支援事業の推進
- ②就労継続支援事業の推進
- ③地域活動支援センターの推進
- ④就労定着支援事業の実施

(4) 物品調達の推進

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。「武雄市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

＜具体的な施策＞

- ①佐賀県共同受注支援窓口の積極的な活用
障がい者就労施設等への発注のあっせん・仲介を行っている佐賀県共同受注支援窓口を積極的に活用します。
- ③障がい者就労施設等への調達情報の積極的な提供
福祉課を通じて障がい者就労施設等に対し、市による物品等の調達に関する情報提供を積極的に行います。

II スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域の中で豊かな生活を送るために、文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション等の活動が重要です。障がい者や障がい者団体などによる、文化・芸術活動への取り組みを支援します。

また、2023年に佐賀県において全国障害者スポーツ大会が実施の予定です。これは障がい者の社会活動への参画を促す大きな契機となります。

【今後の施策の方向性】

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がいがあっても気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、情報提供や支援体制づくりに努めます。障がい者や多くのボランティアの方々などが集い、楽しくスポーツ・レクリエーション・文化活動ができる機会を創出します。

＜具体的な施策＞

- チャレンジドスポーツ大会の実施

(2) 障がい者団体への支援

障がい者団体が取り組むスポーツ・レクリエーション・文化活動に対し、支援を行います。

<具体的な施策>

- ①団体への補助金の支給
- ②会議室等の手配等の活動支援

(4) 全国障害者スポーツ大会に向けて

2023年の全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の受け入れ体制の充実に努めます。

<具体的な施策>

- ①ボランティアスタッフの育成等の充実
- ②手話奉仕員養成研修講座の実施
- ③要約筆記者養成研修講座の実施

基本目標3

誰もが安全で安心できるまちづくり

I 差別解消及び権利擁護の推進**【現状と課題】**

障がい者が自立した生活を営み、自分の生き方を自由に選択できるよう、その人の権利を尊重していくまちづくりが求められています。

障がい者の権利が侵害されることなく、安心して生活を送るためには、虐待の防止及び支援体制の整備が必要です。

障がい者の中には、十分な意思表示や自己決定、金銭管理が困難な人もいます。

家族などの支援者がいない人に、適切な支援が受けられるような体制づくりが必要です。

【今後の施策の方向性】**(1) 差別の禁止及び合理的配慮の促進**

障がい者が障がいを理由に「不当な差別的扱い」を受けたり、「合理的な配慮をしないこと」で暮らしにくさを感じたりすることがないよう、差別解消に向けた取り組みを充実します。

<具体的な施策>

- ①差別解消及び合理的配慮の啓発のための研修の実施
- ②行政サービスにおける合理的配慮の促進
- ③障がいの理解促進の研修

(2) 虐待防止の体制強化

障がい者への虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応など適切な対応を促進するため、地域での関係機関等と連携を促進します。

<具体的な施策>

- ①市障がい者虐待防止センターを中心に関係機関等との研修の実施
- ②虐待防止に関する啓発
- ③虐待一時保護

(3) 成年後見制度の利用推進

判断能力が不十分な知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利を守ることができるよう、成年後見制度の普及及び啓発を図ります。

<具体的な施策>

- ①制度の普及・啓発の実施
- ②市長申立の活用の促進

(4) 日常生活自立支援事業の推進

知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業を推進します。

＜具体的な施策＞

- ①日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ②福祉サービスの利用援助
- ③苦情解決制度の利用援助
- ④日常生活上の消費契約及び行政手続に関する援助

(5) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を促進します。

＜具体的な施策＞

- ①緊急時の受け入れ先の確保
- ②コーディネーターの育成

II 災害及び防犯に対する支援

【現状と課題】

障がい者を大規模災害等から守るためにには、個々の障がい者の特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所などでの対応が必要です。

障がい者は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障がい者の気持ちに配慮した取り組みが不可欠であります。

【今後の施策の方向性】

(1) 災害等における安全確保

災害時や緊急時の障がい者への情報提供や安全確保について、府内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障がい特性に応じた配慮をおこないます。障がい者や家族に対して、避難所の場所や避難方法など、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

＜具体的な施策＞

- ①避難行動要支援者名簿の整備促進及び個別計画の充実
- ②要支援者に配慮した避難先の確保（福祉避難所の充実）
- ③要支援者の情報把握及び情報伝達の支援体制の整備

(2) 防犯対策の推進

障がい者を犯罪等から守るために、日ごろから関係機関と連携し、防犯対策を行います。

<具体的な施策>

- ①消費生活センターと連携した支援の充実
- ②警察や民生委員・児童委員等の連携の充実

III ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障がいのある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においては、あってはならないものであります。障がいのある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在であります。

そのためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障がい者に対する差別を行わないように徹底していくことが重要であります。「障がいの社会モデル」※1をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要です。

また、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザイン※2の「まちづくり」を推進していく必要があります。これは、ハード面は基より、ソフト面（心のバリアフリー）、や情報の障壁を取り除く（情報のバリアフリー）取り組みなどが重要なっています。

※1 「障がいの社会モデル」・・・「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務という、障害者権利条約に反映された理念。

※2 ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

【今後の施策の方向性】

(1) 心のバリアフリーの促進

ユニバーサルデザインに基づき、ハード面だけでなく住民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取り組みを行います。

<具体的な施策>

- ①学校教育における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ②企業等における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ③地域における「心のバリアフリー」の普及啓発

(2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進

障がいのある人もない人も積極的に地域に出て、自由に行動し、生活でできるよう、多目的トイレの設置や点字ブロックの敷設、歩道の段差解消や歩車道の分離など、道路・公共施設・公園等におけるバリアフリー化を推進します。

<具体的な施策>

公共施設などの整備・改善

(3) 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、必要とする情報にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報機器通信・サービス等の企画など、情報アクセシビリティの向上を推進します。

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するために、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成に努め、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

<具体的な施策>

- ①主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等の推進
- ②市広報誌等の視覚・聴覚等の障がいのある人への配慮した情報提供
- ③手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣等の実施

第4章 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）

1 計画の体系

I 成果指標

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

II 障がい福祉サービス等の見込み量

1. 障がい福祉サービス等

- (1) 訪問系サービス
- ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③同行援護
 - ④行動援護
 - ⑤重度障害者等包括支援

- (2) 日中活動系サービス
- ①生活介護
 - ②自立訓練（機能訓練）
 - ③自立訓練（生活訓練）
 - ④就労移行支援
 - ⑤就労継続支援（A型）
 - ⑥就労継続支援（B型）
 - ⑦就労定着支援
 - ⑧療養介護
 - ⑨福祉型短期入所
 - ⑩医療型短期入所

- (3) 居住系サービス
- ①自立生活援助
 - ②共同生活援助
 - ③施設入所支援

- (4) 相談支援
- ①地域相談支援（地域移行支援）
 - ②地域相談支援（地域定着支援）
 - ③計画相談支援

2. 地域生活支援事業

- (1) 必須事業
- ①理解促進研修・啓発事業
 - ②自發的活動支援事業
 - ③相談支援事業
 - ④成年後見制度利用支援事業
 - ⑤成年後見制度法人後見支援事業
 - ⑥意思疎通支援事業
 - ⑦日常生活用具給付事業
 - ⑧手話奉仕員養成研修事業
 - ⑨移動支援事業
 - ⑩地域活動支援センター事業

- (2) 任意事業
- ①日中一時支援事業
 - ②スポーツ・レクリエーション
教室開催等事業
 - ③生活訓練等事業
 - ④視覚障害者歩行訓練事業
 - ⑤訪問入浴サービス

3. 障がい児支援

- (1) 通所支援
- ①児童発達支援
 - ②放課後等デイサービス
 - ③保育所等訪問支援
 - ④居宅訪問型児童発達支援
 - ⑤医療型児童発達支援

- (2) 相談支援
- ①障がい児相談支援

2 計画の成果指標

I 施設入所利用者の地域生活への移行（成果指標①）

＜国の基本指針＞

平成28年度末時点の施設入所者数のうち、9%以上が地域生活へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ設定する。

【目標数値の考え方】

平成29年3月31日時点での施設入所者数は84人です。現在の施設入所者数から施設入所見込み者数の差をもとに、減少見込み人数を4人、地域生活移行人数を8人としています。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	84人	○平成28年度末現在の施設入所者数
平成32年度末の入所者数（B）	80人	
【目標値】 削減見込（A-B）	4人 4.8%	○差引減少見込み数 ○減少率
【目標値】 地域生活移行者数	8人 9.5%	○施設入所からGH等への移行見込み ○地域移行率

II 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築（成果指標②）

＜国の基本指針＞

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、平成32年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【目標数値の考え方】

本市では、保健・医療・福祉関係者で構成する「地域ケア会議」を開催しています。そのなかで、精神障がいに関する協議の場の設置を検討していきます。また、南部障害保健福祉圏域においても杵藤地区自立支援協議会と連携しながら協議の場を検討します。

項目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場【目標数値】	1カ所	○市の地域ケア会議で平成30年度から

III 地域生活支援拠点等の整備（成果指標③）

＜国の基本指針＞

障がい者の高齢化・重症化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備する。

【目標数値の考え方】

本市では国の方針に基づき、関係機関と連携し地域整備支援拠点を整備します。

項目	数値	考え方
地域整備支援拠点の整備 【目標数値】	1カ所	○市で平成29年度から拠点を整備

IV 福祉施設から一般就労への移行（成果指標④）

＜国の基本指針＞

福祉施設の利用者のうち、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上を基本として、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。就労定着支援による支援開始1年後の職場定着8割以上とする。

【目標数値の考え方】

平成28年度の一般就労移行者数は0人であり、平成32年度には、2人が一般就労に移行できることをめざし、施策を展開していきます。平成32年度末には、15人が就労移行支援事業を利用することをめざし、施策を展開していきます。

就労定着支援事業については、就労移行新事業から一般就労への移行人数の全員の定着を目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	0人	○平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	2人	○平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成28年度末の就労移行支援利用者数	11人	○平成28年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	15人 36.3%	○平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成32年度末の就労定着支援事業による定着率	4人 100%	○平成30年度から31年度での就労移行支援事業から一般就労の目標人数の全員

V 障がい児支援の提供体制の整備等（成果指標⑤）

＜国の基本指針＞

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築のため、平成32年度末までに児童発達センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。また、すべての市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

医療的ニーズへの対応について、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各園域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。

【目標数値の考え方】

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、地域に該当するような事業所がないため、事業所の確保に努めています。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置について、本市においては既存の地域ケア会議において協議を予定しています。また、圏域では杵藤地区自立支援協議会を検討しています。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	○既存のセンター有
保育所等訪問支援体制の構築	有	○既存の事業所が1か所有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【目標数値】	1か所	○平成32年度末において目指すサービス事業所数
医療的ケア児支援のための協議の場の設置【目標数値】	1か所	○市では地域ケア会議を、圏域では杵藤地区自立支援協議会で協議の場を設けます。

3 障害福祉サービス等における見込み量

I 訪問系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
居宅介護	障がい者等の自宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供、移動の援助等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス計	人／月	113	123	126	131
	時間／月	2,575	2,403	2,458	2,541
居宅介護	人／月	89	95	98	101
	時間／月	1,975	1,817	1,872	1,928
重度訪問介護	人／月	—	—	—	—
	時間／月	—	—	—	—
同行援護	人／月	6	6	6	6
	時間／月	26	31	31	31
行動援護	人／月	18	22	22	24
	時間／月	574	555	555	582
重度障害者等包括支援	人／月	—	—	—	—
	時間／月	—	—	—	—

(3) 見込量確保の方策

1人当たりの利用時間の増加と、施設入所者や長期入院者の地域移行などによる利用者の増加が想定されるため、県などと連携しながら障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、現在、利用実績はないが、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

II 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
生活介護	常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労などを希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目(単位)	平成29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人／月	133	139	143	147
	人日／月	2,879	2,691	2,768	2,845
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	1	2	3
	人日／月	7	20	40	60
自立訓練（生活訓練）	人／月	4	3	4	5
	人日／月	40	42	56	70
就労移行支援	人／月	13	13	14	15
	人日／月	239	208	224	240
就労継続支援（A型）	人／月	55	54	56	58
	人日／月	1,283	989	1,023	1,059
就労継続支援（B型）	人／月	170	172	177	182
	人日／月	3,601	3,212	3,305	3,398
就労定着支援	人／月	—	2	4	4
療養介護	人／月	18	19	19	19
短期入所	人／月	23	24	24	24
	人日／月	157	158	158	158

(3) 見込量確保の方策

生活介護は、医療的ケアや特別な支援を要する重度の障がい者の利用について、支援施設との協議・検討を行うとともに、障がい者が生活する身近な場所で利用ができるよう支援を行います。

自立訓練利用者のニーズや事業所の移行を尊重しつつ、障がい者が必要な訓練の提供が受けられるよう、関係機関及びサービス提供事業所との調整を行います。

就労移行支援は、就労を進める上で重要なサービスであることから、サービス事業所に対して利用者数の拡大等を働きかけていく一方、事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がい者の一般就労への移行を促進します。

就労継続支援は、障がい者のニーズを把握し、障がいの状態に合わせた就労

や日中活動が提供されるよう支援を行います。また、福祉的就労の場の確保、質的向上に向けた優先調達発注の促進に努めます。

就労定着支援については、平成30年度から新たに実施するサービスです。平成30年度から平成32年度まで毎年度2名の一般就労を目指し、その方々の職場への定着支援に努めます。

療養介護については、新規利用者を的確に把握し、必要としている人にサービスが提供されるよう努めます。

短期入所は、利用したい時に利用できるよう、事業者間の連携を図りながらサービス提供体制の充実に努めます。

III 居住系サービス

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービス提供を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目(単位)	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人／月	—	0	1	1
共同生活援助	人／月	63	66	67	68
施設入所支援	人／月	84	80	80	80

(3) 見込量確保の方策

共同生活援助は、施設入所者や長期入院者の地域移行などが考えられ、障がい者のニーズを的確にとらえ、障がい者が地域で生活する居住の場を確保するため、積極的な情報提供など事業者の新規参入の促進に努めます。

施設入所は、施設入所者の地域移行をすすめていくとともに、施設への入所が必要な障がい者が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

IV 相談支援

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
計画相談支援	障がい者の障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後、一定期間ごとに検証を行い、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	自宅で単身生活する人などに、常に連絡体制を確保し、障害が原因となって生じた緊急の事態などの場合に相談、緊急訪問等を行います。

(2) 見込量

サービス種別	項目(単位)	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援	人／月	477	477	486	495
地域移行支援	人／月	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	1	1	1

(3) 見込量確保の方策

障がい者の状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援業者、サービス提供事業者、関係機関などとネットワーク化を進め、相談支援体制の充実に努めます。また、やむを得ずセルフプランで作成している者を段階的に削減していきます。

4 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ります。

II 事業の見込み

(1) 相談支援事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化に努めていきます。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業 (同機能強化事業 を含む)	実施見込 箇所数	1	1	1	1

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、裁判所への申立てを行う親族がいない知的及び精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）や後見人等の報酬の一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支 援事業	実利用見込 者数(人)	1	2	2	2

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを実施し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通の仲介を推進していきます。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆 記者等派遣事業	実利用見込 者数(人)	12	13	14	15
手話奉仕員設置事業	実施見込 箇所数	1	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人であつて、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るために用具の購入費用を給付し、又は用具を貸与します。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	実利用 見込者数	4	4	5	5
自立生活支援用具	〃	17	18	20	20
在宅療養等支援用具	〃	3	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	〃	9	10	10	10
排泄管理支援用具	〃	145	145	150	155
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	〃	4	5	5	5

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、地域自立支援協議会構成市町共同で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	年間養成者数(人)	3	5	7	10

(6) 移動支援事業

障がい者等であって、外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援事業を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用 見込者数	61	63	65	67

(7) 地域活動支援センター事業

様々な機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

III型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター III型	実施見込箇所数	1	1	1	1
	実利用見込者数	4	5	5	5

(8) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム事業	実施見込箇所数	2	2	2	2
	実利用見込者数	2	2	2	2

(9) 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	実施見込箇所数	2	2	2	2
	実利用見込者数	2	2	2	2

(10) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供するとともに、家族が就労するための支援及び障がい者を日常的に介護する家族の一時的な休養を確保するため、一時預かり事業を行います。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	実施見込箇所数	26	28	28	30
	実利用見込者数	53	55	57	60

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために障がい者スポーツ大会などを開催します。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
社会参加促進事業 ① 障害者スポーツ大会開催等事業	実利用見込者数	176	200	200	200
	実利用見込者数	9	10	10	10

5 障がい児支援のサービスの見込量

I 障害児通所支援事業

(1) サービスの内容

サービス種別	内 容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜供与を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。

(2) 見込量

事 業 名	項 目	平成29年 度(見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	利用者数(人)	58	58	60	63
	人日／月	464	464	420	441
医療型児童発達支援	利用者数(人)	—	—	—	—
	人日／月	—	—	—	—
放課後等デイサービ ス	利用者数(人)	107	107	110	113
	人日／月	856	856	880	791
保育所等訪問支援	利用者数(人)	1	2	2	2
	人日／月	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達 支援	利用者数(人)	—	—	2	2
	人日／月	—	—	2	2

(3) 見込量確保の方策

教育、保育等の関係機関と連携するとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、障がい児の療育体制の充実や居場所づくりに努めます。

II 障害児相談支援事業

(1) サービスの内容

障がい児が障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者の意向などを踏まえ、障がい児支援利用計画の作成、及びモニタリングを行います。

(2) 見込量

事業名	項目	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数(人)	160	162	166	172

(3) 見込量確保の方策

指定障害児相談支援事業所、関係機関などと連携を図り、障がい児通所支援サービスを適切に利用できるよう支援に努めます。また、やむを得ずセルフプランで作成している者を段階的に削減していきます。

第5章 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、以下の項目により行っています。

1 市民・事業者・地域との協働

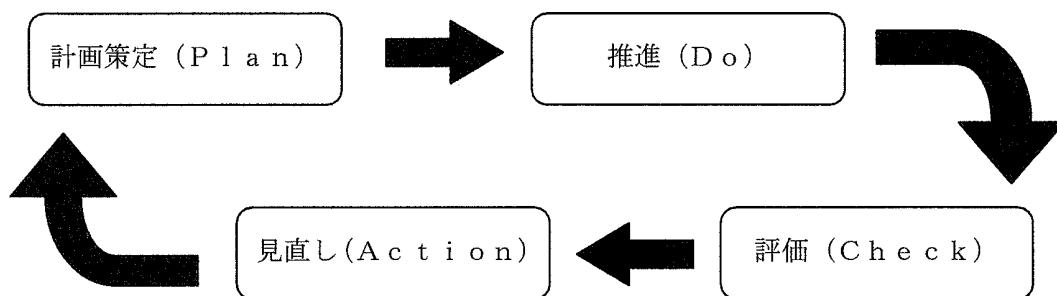
この計画は、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど様々な団体との協働体制を強化し、推進していきます。

2 庁内推進体制の整備

この計画は、教育、就労、保健・医療、建設などの全庁的な取り組みとして関係部署と連携し、推進していきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

この計画は、関係団体、地域住民の意見等を踏まえ評価、見直しをしながら推進していきます。



関係資料

【障がい者関連法令等の経緯】

年	制度等の動き
昭和 57 年	○国連障害者の十年の国内行動計画「障害者対策に関する長期計画」を策定
平成 5 年	○長期計画「障害者対策に関する新長期計画」
平成 14 年	○障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）改正 ・障害者基本計画（第 2 次）の策定
平成 15 年	○支援費制度の発足
平成 17 年	○発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）施行
平成 18 年	○障害者自立支援法制定 ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・就労支援の抜本的な強化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ○教育基本法改正 ・特別支援学校の創設
平成 21 年	○障害者雇用促進法改正
平成 22 年	○障害者自立支援法改正
平成 23 年	○障害者基本法改正 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○障害者自立支援法改正 ・相談支援体制の強化 ○児童福祉法改正 ・障がい児施設の再編・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法施行
平成 25 年	○障害者総合支援法施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲の見直し ○障害者優先調達推進法施行 ○障害者基本計画（第 3 次）策定（H25～29 年度）
平成 26 年	○障害者権利条約批准
平成 28 年	○障害者差別解消法施行 ・差別の禁止 ・合理的配慮の提供 ○障害者雇用促進法改正 ○発達障害者支援法改正

【障害者総合支援法の抜粋】

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【児童福祉法の抜粋】

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(用語解説)

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。